

令和 6 年第 4 回

吉田町教育委員会

日 時 令和 6 年 3 月 2 6 日 (火)
午後 1 時 3 0 分

会 場 吉田町役場 5 階 会議室 2

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第 5 号議案	吉田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の 制定について	1

第 5 号議案

吉田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

吉田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 26 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき、吉田町子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、吉田町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) 行政機関職員
- (6) 学識経験者

3 委員の任期は、計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、吉田町立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。